

入札に参加される方へ

第1 はじめに

愛知県では、税金等の滞納処分として差し押さえた財産の公売を、県内の市町村と共同で実施しています。

共同公売は、期日入札（入札期日に開札を行う入札）にて行います。

なお、各公売物件に関するお問い合わせは、公売物件を出品する各執行機関へお願いします（各公売物件の問合せ先参照）。

第2 入札事前申込み

1 公売参加資格

- (1) 原則として、どなたでも公売に参加することができます。
- (2) 入札に参加するには、参加申込期間内に希望物件を出品する執行機関において参加申込みをしていただくとともに、公売保証金を納付していただく必要があります。
※入札とは、公売財産を買い受けようとする者が、入札価額などを記載した入札書を提出して、見積価額（最低入札価額をいいます。）以上で入札した者のうち、最も高い価額で入札した者を最高価申込者とし、その者に対し売却決定を行い、その者を買受人として定める方法です。
- (3) 滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者並びに同法第99条の2各号に規定する者（暴力団員等））は公売に参加することはできません。
- (4) 代理人が入札する場合には、原則、本人の「委任状」、「印鑑登録証明書」及び「陳述書」を提出してください。
- (5) 共同で入札する場合には、原則、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」、共同入札者全員の「委任状」、「印鑑登録証明書」及び「陳述書」を提出してください。
- (6) 入札する公売財産が「農地等」の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。

2 公売保証金の納付

(1) 納付方法等について

ア 公売保証金の金額は、公売財産ごとに定めてあります。

イ 公売保証金は「現金」又は「小切手（銀行、信用金庫等金融機関が振り出した自己あてのもの又はこれらの金融機関の支払保証があるもの）」により、各執行機関で納付してください。

なお、県税事務所が執行機関となっている公売物件については、公売保証金を出納員口座への振込により納付することも可能です。

ウ 公売が中止となった場合や落札できなかった場合等は、納付していただいた公売保証金を原則、口座振替の方法により返還します。本人口座・代理人口座のいずれかの口座に返還できますが、返還口座を指定するために「公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書」^(注1)を提出していただきます。

なお、返還には日数を要しますのであらかじめ御了承ください。

3 入札参加者の本人確認等

入札参加者の本人確認等を行いますので、参加申込みの際には次のものをお持ちください。併せて、参加申込時に執行機関にお持ちいただく書類一覧を確認してください。

なお、執行機関により、必要書類の取扱いや押印の要否が異なる場合がありますので、事前に各執行機関にお問合わせください。

(1) 個人が入札する場合

ア 本人が参加申込み、入札する場合は、本人の認印及び本人確認書類^(注2)をお持ちください。

イ 代理人が参加申込み、入札する場合は、代理人の認印、代理人の本人確認書類^(注2)、「委任状」^(注1)及び委任者の「印鑑登録証明書」をお持ちください。

(2) 法人が入札する場合

ア 法人代表者が参加申込み、入札する場合は、法人の代表者印、代表者の本人確認書類^(注2)及び代表権を証する書類（登記事項証明書等）をお持ちください。

イ 代表権のない方（代理人）が参加申込み、入札する場合は、代理人の認印、代理人の本人確認書類^(注2)、「委任状（法人の代表者印が押印されたもの）」^(注1)及び委任者（法人）の「印鑑登録証明書（法人の代表者印）」をお持ちください。なお、代表権を有する代表者が参加申込み、入札する場合であっても、法人の代表者印が持参できない場合は、代表権のない方（代理人）が参加申込み・入札する場合と同様、代表者を受任者として、法人からの「委任状」^(注1)及び「印鑑登録証明書」をお持ちください。

4 「納付証明書」（又は「領収書」）の交付

執行機関において公売保証金を納付した際に「納付証明書」をお渡しします。執行機関が県税事務所で、公売保証金を出納員口座への振込により納付した場合は、「領収書」が送付されます。「納付証明書」（又は「領収書」）は、入札日に公売会場において提示していただきますので、大切に保管してください。

入札日に提示していただけない場合は、入札に参加できないことがありますので御注意ください。

5 暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出

国税徴収法の改正により、令和3年1月より公売において入札等をしようとする者（自己の計算において入札等をさせようとする者を含む。）は暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札等をすることができないこととなりました。入札等をしようとする者（法人の場合は代表者及びその役員）が暴力団員等に該当しないこと等を陳述する陳述書^{（注1）}を提出してください。

なお、入札等をしようとする者が指定許認可等^{（注3）}を受けて事業を行っている場合は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しも併せて提出してください。

6 共同入札の「共同入札代表者の届出書」の提出

共有名義で公売物件の取得を希望される方は、参加申込み及び入札のいずれにも来所及び来場できる共同入札者から代表者を選任していただき、参加申込みの際に、「共同入札代表者の届出書」^{（注1）}を提出してください。この届出書には、共同入札代表者及び他の共有者の住所、氏名及び持分を記載し、共有者全員の押印（認印可）が必要です。参加申込時に来所する共同入札者は、本人確認書類^{（注2）}をお持ちください。

なお、参加申込時に執行機関に来所しない共同入札者がいる場合は、当該共同入札者の「委任状（代理人口座還付用）」^{（注1）}及び「印鑑登録証明書」をお持ちください。

7 農地の「買受適格証明書」の提示

公売財産が農地の場合は、公売参加申込みの際に農地法の規定により、市町村の農業委員会等が発行する「買受適格証明書」を、原則、提出又は提示していただきます。ただし、公売財産が農地であったとしても、「買受適格証明書」の提出又は提示を必要としない場合がありますので、「公売財産の明細」により内容を御確認いただくとともに、執行機関にお問合せください。

注1 「公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書」、「委任状（本人口座還付用・代理人口座還付用）」、「共同入札代表者の届出書」及び「陳述書」は、愛知県総務局財務部税務課公式WEBサイト（共同公売）からダウンロードできますが、執行機関によっては使用できない場合があります。使用の可否を事前に執行機関に御確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/kyoudoukoubai.html>

注2 本人確認書類とは、「運転免許証」、「マイナンバーカード」、「運転経歴証明書」等で住所、氏名及び生年月日が確認できる顔写真付きの公的機関が発行した書類です。

注3 指定許認可等とは、宅地建物取引業法第3条第1項の免許、債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を指します。

第3 公売期日から売却決定

1 「入札書」の交付

公売会場において、参加申込みした際に執行機関から受け取った「納付証明書」（又は「領収書」）及び本人確認書類を提示していただきます。確認が済み次第、「入札書」をお渡しします。詳細については、入札の手順を確認の上、係員の指示に従ってください。

なお、参加申込時に執行機関に届け出た入札予定者（代理人を含む。）又は共同入札代表者が変更となる場合は、公売会場において「委任状」、「共同入札代表者の届出書」及び「印鑑登録証明書」を新たに提出していただきます。

2 権利移転説明

開札の結果、最高価申込者と次順位買受申込者の方に対し、各執行機関から権利移転手続き及び次順位買受申込者の制度について説明があります。

なお、適格請求書の交付が可能な場合は、適格請求書の交付を要するか否かの確認を行います。

※入札以降の流れについては、入札から権利移転までの手順を参照してください。

第4 その他

1 公売参加にあたっての留意事項

（1）公売物件は現況有姿により引き渡されるものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、入札してください。

ア 公売財産については、あらかじめその現況、関係公簿や権利関係等を御自身で確認して入札してください。

なお、執行機関は関係資料を提供できません。

イ 図面は、現況と異なる場合があります。

ウ 建ぺい率及び容積率は一般的なものを表示してあります。

2 最高価申込者決定等又は売却決定の取り消し

（1）次に該当する場合には、法令の規定により、最高価申込者等又は売却決定を取り消すこととなり、公売保証金は還付されます。

ア 売却決定前、公売財産に係る地方税等の完納の事実が証明されたとき

イ 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る地方税等の完納の事実が証明されたとき

ウ 最高価申込者等が暴力団員等であることが判明したとき

（2）次に該当する場合には、法令の規定により、最高価申込者等の決定又は売却決定を取り消すこととなり、公売保証金は没収となる場合があります。

ア 買受代金の納付期限までに買受代金の納付が確認できないとき

イ 公売による売却の実施を妨げる行為等をしたとき

(3) 入札又は買受けの取り消し

最高価申込者等の決定又は売却決定が行われた後であっても、法令等の規定に基づき、入札後の手続きが停止（滞納処分の続行の停止）される場合があります。

この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札又は買受けを取り消すことができます。なお、公売保証金は還付されます。

3 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）
買受人の負担となります。

別表（参加申込時に執行機関にお持ちいただく書類一覧）

	本人申込み・入札	代理人申込み・入札 本人口座に還付	代理人申込み・入札 代理人口座に還付
印鑑	要（認印可） 法人の場合は 法人の代表者印	要（認印可） （代理人のもの）	要（認印可） （代理人のもの）
本人確認書類	要 法人の場合は 登記事項証明書＋ 代表者の本人確認書類	要 （代理人のもの）	要 （代理人のもの）
印鑑登録証明書	不要	要 法人の場合は 法人の代表者印	要 法人の場合は 法人の代表者印
委任状	不要	要 本人口座還付用	要 代理人口座還付用
公売保証金還付請求 書兼口座振替依頼書	要		
陳述書	要 （入札等をしようとする者が指定許認可等を受けている事業者の場合は、 指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを併せて提出。）		
農地の 買受適格証明書	物件により要		
共同入札代表者の 届出書	共同入札する場合に要		
	参加申込時に執行機関に来所しない共同入札者がいる場合は、当該共同入 札者の「委任状（代理人口座還付用）」及び「印鑑登録証明書」をお持ち ください。参加申込時に来所する共同入札者は、本人確認書類をお持ちく ださい。		

※ 執行機関により必要な書類等が異なる場合、押印の要否が異なる場合があります。